

件名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例																								
主管課	子育て支援課																								
根拠法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成18年6月15日公布、同年10月1日施行)																								
<p>【制定の理由】</p> <p>幼稚園や保育所等における就学前の子どもに関する教育・保育・子育て支援の総合的な提供を推進するため、知事による認定制度(「認定こども園」)が設けられたことに伴い、その認定基準等を定める。</p> <p>【条例の概要】</p> <p>1 「認定こども園」の類型</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育及び保育を一体的に提供(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)</li> <li>・地域における子育て支援事業の実施</li> </ul> <p>幼保連携型：幼稚園と保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されており、両者が連携し一体的な運営を行うことで認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>幼稚園型：幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保し、又は幼稚園及び認可外保育施設が一体的に設置されており、両施設が連携し、一体的な運営を行い、保育所的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>保育所型：保育所が保育に欠けない子どもも保育し、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>地方裁量型：幼稚園、保育所いずれの認可も有しないが、地域の教育・保育施設が幼稚園的な機能及び保育所的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ</p> <p>2 主要な認定基準</p> <p>(1) 職員配置</p> <table border="1"> <tr> <td>満1歳未満の子どもおおむね3人につき</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上で1日に4時間程度利用する子どもおおむね35人につき</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満で1日に8時間程度利用する子どもおおむね20人につき</td> <td>1人以上</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上で1日8時間程度利用する子どもおおむね30人につき</td> <td>1人以上</td> </tr> </table> <p>常時2人以上。満3歳以上の子どもについては、35人以下で学級を編制し、学級担任1人以上を置く。</p> <p>(2) 職員資格</p> <table border="1"> <tr> <td>満3歳未満の子どもの保育</td> <td>保育士の資格</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上の子どもの保育</td> <td>幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格</td> </tr> <tr> <td>学級担任</td> <td>幼稚園の教員の免許状</td> </tr> <tr> <td>長時間利用児の保育</td> <td>保育士の資格</td> </tr> </table> <p>(3) 施設設備</p> <table border="1"> <tr> <td>園舎・保育室等</td> <td>幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則。既存施設はいずれかで可</td> </tr> <tr> <td>屋外遊戯場</td> <td>幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則。既存施設はいずれかで可。幼稚園型以外は付近の適当な場所による代替を認める。</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>保育所型以外は3～5歳児に限り給食の外部搬入を認める。</td> </tr> </table> <p>(4) 教育及び保育の内容 幼稚園教育要領と保育所保育指針に基づき、教育・保育を提供</p> <p>(5) 保育者の資質向上等</p> <p>(6) 子育て支援 子育て相談又は親子の集いの場の提供等の保護者の養育能力の向上を積極的に支援</p> <p>(7) 管理運営等 1人の長を置き、一体的な管理運営、情報開示の実施、入園する子どもの公正な選考、特別の配慮が必要な子どもの受入れの配慮、耐震、防災、防犯等の子どもの健康及び安全を確保する体制の整備、事故時の補償の体制の整備、自己評価、外部評価等の実施</p> <p>3 保育所型認定こども園の認定の有効期間 認定の日から起算して4年を経過した日の属する年度(4月1日～翌年3月31日)の末日まで</p> <p>4 辞退及び休止の届出 認定こども園の設置者に対し、認定こども園の認定の辞退、又は休止の届出を義務付け</p>		満1歳未満の子どもおおむね3人につき	1人以上	満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき	1人以上	満3歳以上で1日に4時間程度利用する子どもおおむね35人につき	1人以上	満3歳以上満4歳未満で1日に8時間程度利用する子どもおおむね20人につき	1人以上	満4歳以上で1日8時間程度利用する子どもおおむね30人につき	1人以上	満3歳未満の子どもの保育	保育士の資格	満3歳以上の子どもの保育	幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格	学級担任	幼稚園の教員の免許状	長時間利用児の保育	保育士の資格	園舎・保育室等	幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則。既存施設はいずれかで可	屋外遊戯場	幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則。既存施設はいずれかで可。幼稚園型以外は付近の適当な場所による代替を認める。	調理室	保育所型以外は3～5歳児に限り給食の外部搬入を認める。
満1歳未満の子どもおおむね3人につき	1人以上																								
満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき	1人以上																								
満3歳以上で1日に4時間程度利用する子どもおおむね35人につき	1人以上																								
満3歳以上満4歳未満で1日に8時間程度利用する子どもおおむね20人につき	1人以上																								
満4歳以上で1日8時間程度利用する子どもおおむね30人につき	1人以上																								
満3歳未満の子どもの保育	保育士の資格																								
満3歳以上の子どもの保育	幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格																								
学級担任	幼稚園の教員の免許状																								
長時間利用児の保育	保育士の資格																								
園舎・保育室等	幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則。既存施設はいずれかで可																								
屋外遊戯場	幼稚園基準・保育所基準の両方を満たすことが原則。既存施設はいずれかで可。幼稚園型以外は付近の適当な場所による代替を認める。																								
調理室	保育所型以外は3～5歳児に限り給食の外部搬入を認める。																								
施行日	公布日																								

